

○岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則

平成二十六年十一月七日規則第九十四号

改正

平成二七年三月二七日規則第一二号

平成二八年三月二五日規則第九号

平成二八年一月一日規則第七六号

令和元年九月一三日規則第四五号

令和三年四月一日規則第一五六号

岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則
(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例
(平成二十六年岐阜県条例第四十七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(公益性の高い事業又は業務)

第三条 条例第二条第四項第四号の規則で定めるものは、次に掲げる事業又は業務とする。

- 一 巡視、啓発活動その他山岳遭難の防止を目的として行う業務
- 二 中部山岳国立公園及び白山国立公園の管理業務
- 三 県立自然公園の管理業務
- 四 森林管理署の業務
- 五 国立大学法人又は大学共同利用機関法人が設置する天体又は宇宙線の観測施設において行う業務
- 六 公共工事の施行又は管理の業務
- 七 森林の保続培養又は森林生産力の増進のために行う伐採、造林、保育等の業務
- 八 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的で行う狩猟の業務
- 九 イからハマまでに掲げる設備又は工作物の設置、維持、解体その他の工事
 - イ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十六号に規定する放送事業者の業務に用いられる電気通信設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)
 - ロ 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物
 - ハ 電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する電気通信設備
- 十 前各号に掲げる業務を行う者が使用する道の管理業務
(登山活動団体)

第四条 条例第二条第五項の規則で定めるものは、次に掲げる団体とする。

- 一 岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会
- 二 公益社団法人日本山岳ガイド協会

(届出の方法)

第五条 条例第五条第一項の規定による届出は、同項各号に掲げる事項を記載した書面を、岐阜県危機管理部防災課若しくは条例第六条の規定による委託を受けた法人その他の団体(以下「防災課等」という。)に提出し、又は登山計画書、入山届その他の登山の届出に係る書面を入れるため北アルプス地区若しくは活火山地区の山岳の登山口等に設置された箱に入れる方法により行わなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、同項の届出は、警察本部地域部地域課又は警察署(以下「警察本部等」という。)を経由して行うことができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、条例第五条第一項の規定による届出は、ファクシミリ又は電子情

報処理組織（防災課等又は警察本部等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 4 前項の規定により行われた届出（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。第六項において同じ。）は、前項の防災課等又は警察本部等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該防災課等又は警察本部等に到達したものとみなす。
- 5 条例第五条第二項の規則で定める方法は、ファクシミリ又は電子情報処理組織（同項の登山活動団体又は行政機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と同項の規定による届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法とする。
- 6 第四項の規定は、前項に規定する方法による届出について準用する。
（委任）

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十七日規則第十二号）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行し、この規則による改正後の別記様式は、同日以後に提出される届出について適用する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記様式により作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成二十八年三月二十五日規則第九号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十一月十一日規則第七十六号）

この規則は、平成二十八年十二月一日から施行する。

附 則（令和元年九月十三日規則第四十五号）

この規則中第三条の改正規定は令和元年十二月一日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（令和三年四月一日規則第百五十六号）

この規則は、令和三年四月一日公布の日から施行する。